

制限付き一般競争入札（事後審査型）
共通事項電子入札用

1 競争入札参加手続等

- （１）制限付き一般競争入札（事後審査型）に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするための審査の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

① 入札参加申請書類

- ・ 藤枝市事後審査型一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）
- ・ 配布は、藤枝市ホームページからダウンロードとする。

<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/>

② 入札参加申請書の提出方法

- ・ 入札参加申請書は、藤枝市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能により添付して提出すること。
- ・ 入札参加申請書は、持参、郵送、ファクシミリによるものは受け付けない。ただし、特別な理由により電子入札システムによる参加ができない場合には、紙入札による参加の承諾を受けた後、持参により提出すること。

- （２）受付期限までに入札参加申請書を提出し受理された者は、原則として、当該入札に参加できるものとする。

2 設計図書

藤枝市ホームページからのダウンロードを原則とする。

3 現場説明会：行わない。

4 入札方法

- （１）入札は、藤枝市電子入札運用基準に基づく電子入札によるものとし、持参又は郵送によるものは認めない。ただし、紙入札者は持参により提出すること。
- （２）指定された提出期限までに、入札書を提出すること。
- （３）入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令及び藤枝市財務規則等を遵守するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。
- （４）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
- （５）提出した入札書等は、撤回又は差し替えをすることはできない。
- （６）入札回数は、２回を限度とする。
- （７）落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

ただし、調査基準価格を定めた入札において、調査基準価格を下回る価格での入札があった場合には、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の

範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とすることがある。

5 工事費内訳書

- (1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書は、藤枝市ホームページからのダウンロードとする。
- (2) 工事費内訳書は、電子入札システムにより入札書を提出する際に添付して提出すること。

6 入札保証金：免除

7 契約保証金

契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

① 確認申請書類

- ア．入札参加資格確認申請書（第2号様式）
- イ．同種工事の施工実績（第3号様式）
- ウ．配置予定技術者等の資格・工事経験（第4号様式）
- エ．許可等の状況（第5号様式）
- オ．入札参加資格確認書類

② 確認申請書類の配布等

ア～エの配布は、藤枝市ホームページからダウンロードとする。

(2) 確認申請書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

確認申請書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（「藤枝市の休日」を定める条例」に規定する休日を除く。以下同じ。）とする。

② 提出場所：藤枝市総務部契約検査課

③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。郵送又はファクシミリによるものは受付しない。

- (3) 入札参加資格等の確認に基づく落札の可否については、確認申請書類の提出期限日の翌日から起算して2日以内に通知する。

- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

- (5) 落札候補者が提出期限内に（1）に定める確認申請書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

9 請負契約書作成：要する。

10 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
- ① 入札参加資格のない者が行った入札
 - ② 電子認証の不正使用による入札
 - ③ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
 - ④ 一つの入札に2つ以上の工事費内訳書を添付した入札
 - ⑤ 工事費内訳書の提出が義務付けられている入札について、工事費内訳書が添付されていない入札
 - ⑥ その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 入札参加申請書を提出した者であっても、開札日時点で入札参加停止期間中である者など、第1項及び入札公告の第2項に掲げる資格のない者の行った入札は無効とする。

1.1 同価入札

評価値の最も高い者が2者以上になった場合には、落札候補者の決定を保留した上で、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

1.2 配置予定技術者等の資格・雇用関係

- (1) 配置予定技術者等の資格・雇用関係については、「主任・監理技術者及び現場代理人の受注者との雇用関係について」によるので、別途ホームページ等で確認すること。
- (2) 確認申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。
- (3) 確認申請書等に記載した配置予定技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。
- (4) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

1.3 配置技術者（専任の場合）

- (1) 請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事にあつては、建設業法第26条第3項の規定に基づき専任の主任（監理）技術者を配置できること。
- (2) 監理技術者とは、建設業法第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、かつ登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。
- (3) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。
- (4) 確認申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

1.4 配置予定技術者（専任を要しない場合）

- (1) 土木一式工事にあつては請負代金額500万円以上4,000万円未満、建築一式工事にあつては1,500万円以上8,000万円未満（入札参加条件等におい

て技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とした工事は除く）の場合、主任技術者として兼任できる件数は3件までとし、当該工事に配置できること。

担当している公共工事の件数の取扱い

ア 中止の手續が書面により行われている工事は、担当する公共工事の件数から除外する。

イ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に規定する工事（専任の監理技術者の配置を要しない場合に限る。）は、それぞれの工事を通じて1の工事とする。

ウ 工期が重複し、かつ、工事の対象物が一体性を有する工事であって、一方の工事が随意契約による工事については、それぞれの工事を通じて1の工事とする。

エ 主任技術者等の兼任については、「主任・監理技術者及び現場代理人の兼任に関する取扱いについて」によるので、別途ホームページ等で確認すること。

（2）配置する技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。

（3）確認申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

1.5 現場代理人

（1）現場代理人とは、請負契約の適正な履行を確保するため、工事現場の取り締まりのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、原則、工事現場に専任で常駐しなければならない。

（2）現場代理人の常駐義務の緩和については、「主任・監理技術者及び現場代理人の兼任に関する取扱いについて」によるので、別途ホームページ等で確認すること。

1.6 その他

（1）入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、入札を保留することがある。

（2）申請のあった配置予定の技術者を配置できない場合やCORINS等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する。

（3）他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や従事している工事の未完了等により、技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）に基づく入札参加停止を行うことがある。

（4）地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。

① 下請施工を必要とする場合は、可能な限り藤枝市内の業者へ発注するよう努めること。

② 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り藤枝市内の業者へ発注するよう努めること。